



## STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ 2010 推進ニュース

### —介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！—

新方針を具体化し、参院選で介護問題を国民的な争点に押し上げ、制度の抜本改善を必ず実現させよう

利用者の「笑顔」「自分が必要とされている」ことが介護職として働き続けている思いに

大阪民医連主催「介護職集会」を開催！ 90名が参加し2010年方針を確認(大阪)



6月12日（土）午後6時30分から、大阪民医連介護職集会がおこなわれました。集会参加者は90名で、講師に吉田麻希氏（吉田麻希社会福祉事務所・ソーシャルワーカー）をお招きして、記念講演「高齢者の尊厳を守る！その人らしさを支えて… ~介護職員に期待するもの～」がおこなわれました。利用者さまを権利主体としてとらえた「権利擁護」の考え方について、分かり易くお話をいただきました。参加者からは、「日々の業務の中で忙しさのあまり、利用者さまへのコミュニケーションやサポートを自分本位になっており、この講演を聞いて改めて考えさせられた」「改めて、利用者さまの話をよく聞いて、目線を合わせて、呼吸を合わせて、その方の尊厳を守れるよう介護職としてこれからもがんばっていく」などの感想があり、大変良かった講演となりました。

次に、同仁会・かわち野・港・淀協の法人から代表で「私が介護職として働き続けている思い」について報告がおこなわれました。参加者の感想文でも、利用者さまの「笑顔」「自分が必要とされている！」などの思いが、自分の介護職として働き続けている思いになっていることが感じ取れました。

続いて大阪民医連で新たに事業が開設された西成医療生協「こつまの里」、よどがわ保健生協「あわじの郷」、ヘルコープおおさか「グループホーム野江ゆおびか」から事業所紹介がおこなわれました。また、7月1日からは西成医療生協の「天下茶屋デイサービスセンターつれづれの里」、ヘルスコープおおさか「コープデイサービスほのぼの」がそれぞれ新たに開業いたします。

最後に、介護職部会運営委員会の委員長である矢島圭氏（グループホームよおぎ）から「大阪民医連介護職部会2010年方針提起」があり、介護ウェーブのうねりをさらに広げ、介護保険改善・介護保障の拡充を必ず実現させていくため、大阪民医連介護職での大きな前進に向けて取り組んでいく方針提起がおこなわれました。また、介護職部会運営委員会の委員紹介がおこなわれ、これからもみなさんとご一緒に頑張っていくことが報告されました。大阪民医連介護職集会にご参加されありがとうございました。



(大阪民医連 介護福祉ニュース 2010年6月26日 Vol.2 より)

## 介護・福祉の理念(案)「3つの視点と5つの特徴は実践を通じての確認が大切」県連ケアマネジャー部会主催「ケアマネジャー研修会」に35名が参加！(山形)

6月12日（土）、新庄市・わくわく新庄にて「2010年度ケアマネジャー研修会」を、県連ケアマネジャー部会主催で開催しました。35名のケアマネジャーが参加し、民医連の介護・福祉活動の理念や民医連ケアマネジャーの役割、日常業務に貫く視点を学びながら交流しました。全日本民医連の林泰則事務局次長を講師に迎え、「民医連介護・福祉活動の3つの視点と5つの特徴」をテーマに講演しました。民医連「介護1000事例調査」で明らかになった介護保険制度の抜本的改革が必要とされる情勢を学習し、民医連の介護・福祉理念の確信を得ました。ケアマネジャーが利用者の代弁者・制度改善の発信者となる「たたかうケアマネジャー」の役割の発揮が強調されました。つづいて県連ケアマネジャー部会運営委員・県連理事の加藤咲氏が「末期がんと診断された利用者のケアマネジメントについての一考察～3年間の実践から～」をテーマに報告しました。ここではケアマネジャーが受け持つ末期がんの利用者に対する現状と課題が、調査結果に基づき考察されました。最後に参加者が5つのグループに分かれ、本日の講演と報告を受け日常業務と照らして、民医連ケアマネジャーに必要な視点で討議しました。各グループから「3つの視点と5つの特徴は実践を通じての確認が大切」、「感性を高めて利用者に必要なことを掴みたい」などの意見が発表されました。（山形民医連 介護福祉NEWS 2010年6月22日 No. 1より）



## 法施行まであとわずか 準介護福祉士問題は未だ決着がつかず 現在フィリピンと調整中 厚労省「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」(第3回)が開催(2010年6月28日)



介護福祉士の資格取得方法や、今後の養成の在り方等について検討を行うことを目的に設置された、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」（委員長：慶應義塾大学教授・駒村康平氏）の第3回目の会合が開催され、厚労省から5月に実施した「介護職員研修等状況調査（検討会委員の団体・事業所を対象）」の結果報告を受けたあと、各団体の研修の実施状況等について説明を受け意見交換が行われました。関連する課題として、石橋真二氏（日本介護福祉士会会長）は、介護職員の医療行為に関する課題を本検討会で議論するかどうかや、准介護福祉士について、法律施行前に必要な措置を講ずると法律で示されていることに対する対応状況を厚労省に確認しました。厚労省の担当官は、「現在、特養において運用上で喀痰吸引等を実施しているが、長妻厚労大臣が、法的整備も含めて検討チームを立ち上げると言っており、早急に対応の準備をしている」とし、准介護福祉士については、「2007年に改定した、社会福祉士法及び介護福祉士法の一部改正案では、5年を目処に改正するとしており、現在、フィリピンと相談をしているところである」と、対応状況等を説明しました。次回は、2010年7月29日に開催し、引き続きとりまとめに向けて検討が行われる予定です。

介護職員の医療行為については、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会（厚労省老健局）」が新たに設置され、2010年7月5日に第1回目の会合が開催されています。この検討会では、痰の吸引等を介護職員が特養以外でも実施することができるよう、法制度の在り方について検討し取りまとめを行っていくものです。

准介護福祉士については、2007年に一部改正された「社会福祉士法及び介護福祉士法」で、介護福祉士の資格を取得するには、平成25年1月実施の試験から国家試験を受験することが必須となり、介護福祉士養成校を卒業後、介護福祉士の国家試験を受験しなかった人や、国家試験の不合格者を「准介護福祉士」として認定する資格です。しかし、国家資格としての位置づけや、介護保険法では明確に規定されておらず、法律の施行は2012年4月1日と迫っています。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp